

長 介 保 号 外
令和 8 年 6 月 11 日

長崎市介護支援専門員連絡協議会会長 様

長崎市福祉部介護保険課長
(公印省略)

令和 8 年度介護保険料納入通知書の発送に伴うご協力について (依頼)

梅雨の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日ごろから、長崎市の介護保険事業運営に格別のご厚誼を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎市では、65 歳以上の介護保険第 1 号被保険者の方に対して、令和 8 年度の介護保険料納入通知書を送付することとしております。

つきましては、ご利用者様より保険料に関する問い合わせがあった場合には、長崎市介護保険課あて連絡のご案内をしていただく等、ご対応方よろしく申し上げます。(来庁される場合は本庁 1 階福祉の相談窓口 (12 番) をご案内ください。)

発 送 日	特別徴収者用 (年金天引きの方・口座振替の方) 令和 8 年 6 月 12 日 (金) 普通徴収者用 (納付書により各自で納めていただく方) 令和 8 年 6 月 15 日 (月)
発送総数	約 13 万 6 千通 うち特別徴収者用 (年金天引きの方・口座振替の方) 約 12 万 6 千通 うち普通徴収者用 (納付書により各自で納めていただく方) 約 1 万通
送付書類	別添のとおり

長崎市福祉部介護保険課保険料係
内線 4161~4164
直通 095-829-1163



長崎市

様



令和 8 年度 介護保険料納入通知書 (特別徴収用)

還付金に関する詐欺にご注意ください!

長崎市がATMでの操作をお願いすることは、絶対にありません。絶対に教えないで! 絶対に渡さないで! ●口座番号 ●暗証番号 ●通帳 ●キャッシュカード

介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。介護保険料は介護サービスの費用に充てられます。

850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市介護保険課

電話直通 095(829)1163 FAX 095(829)1250

00

開封口② お知らせは内側にあります。開封口①②の順に丁寧にはがしてご覧ください。(万一雨などで濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

令和 8 年度 介護保険料納入通知書 (特別徴収用)

Table with 2 columns: 被保険者氏名, 被保険者番号 (000)

保険料算定の基礎

Table with 6 columns: 賦課期間, 賦課月数(1), 所得段階区分, 保険料率(2), 保険料算出額(2)x(1)/12, 保険料額

令和 8 年度に納付する保険料額

81,600 円

※保険料算定の方法は裏面をご覧ください。

Table with 2 columns: 保険料徴収方法 (特別徴収), 特別徴収義務者 (厚生労働大臣), 特別徴収対象年金 (老齢基礎年金)

特別徴収欄の金額を上記年金から天引きさせていただきます。※来年度の4月、6月に年金から天引きされる額は、2月と同額になります。

令和 8 年度期別保険料額

Table with 3 columns: 月, 普通徴収, 特別徴収. Shows monthly breakdown of insurance premiums.

問い合わせ番号:

Table with 4 columns: 納期 (第1期 to 第5期), 納期限, 納期 (第6期 to 第10期), 納期限

令和 8 年度介護保険料を、上記のとおり決定しましたので通知します。

令和 8 年 6 月 12 日 長崎市 長



介護保険料のあらまし

1 賦課の根拠

介護保険法第129条及び長崎市介護保険条例の規定により賦課されます。

2 賦課の期日 令和8年4月1日現在

3 納付義務者

65歳以上の第1号被保険者が納付義務者となります。また、普通徴収(納付書または口座振替)で納付していただくかたについては**第1号被保険者の配偶者及び当該世帯の世帯主は、連帯納付義務者**となります。

4 算定の方法

長崎市で介護サービスにかかる費用をもとに保険料額を算定しています。個々の保険料額については、所得段階に応じて次の表のとおり**13段階**に設定されています。

保険料の基準額

65歳以上のかたの保険料の基準額は次のようにして設定されています。

$$\frac{\text{長崎市の介護サービスに必要な費用の23\%}}{\text{長崎市の65歳以上のかたの人数}} = \text{保険料の基準額} \quad (\text{長崎市は年額81,600円})$$

所得段階別の保険料額

毎年度の初日(4月1日)の世帯の市町村民税の課税状況と被保険者のかたの前年中の所得に応じて段階的に保険料が決まります。

(本人が市町村民税非課税の場合)

段階	対象者	保険料(円)
1	・生活保護受給者等 ・世帯非課税でかつ本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が826,500円以下	23,300
2	世帯非課税でかつ本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が826,500円超120万円以下	39,600
3	世帯非課税でかつ本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が120万円超	55,900
4	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が826,500円以下	73,400
5	本人非課税だが他の世帯員の誰かが課税で、かつ本人の前年中の課税年金収入額+合計所得金額が826,500円超	81,600

※合計所得金額とは「収入」から「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「必要経費など」を控除した額です。なお、第1～5段階の方の合計所得金額は、さらに「年金収入に係る所得額」を控除した額となります。

※令和7年度税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料算定においては、引き上げ前の算定方法となります。
そのため、令和8年度の市町村民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階は課税とみなす場合があります。

(本人が市町村民税課税の場合)

段階	対象者	保険料(円)
6	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円未満	97,900
7	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満	106,000
8	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満	122,400
9	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満	138,700
10	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満	155,000
11	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満	171,300
12	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満	187,600
13	本人課税で、かつ前年中の合計所得金額が720万円以上	195,800

5 納期限までに納められなかった場合(普通徴収の場合)

- 納期限までに保険料を完納されないときは、納付すべき保険料額について納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料額(1,000円未満の端数があるときは切り捨て、また、保険料額が2,000円未満のときはその全額を切り捨てます。)に、年14.6%以内(納期限の翌日から起算して1月を経過した日以前の期間については年7.3%以内)の割合に応じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額は徴収しません。
- 保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割(または2・3割)から3割または4割になる措置が取られる場合があります。

6 保険料の減免

災害や失業その他特別な事情で保険料の納付がどうしても困難な場合は、申請により介護保険料の減免を受けられることがあります。介護保険課へご相談ください。

7 不服申し立て等

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎市(訴訟において長崎市を代表する者は、長崎市長となります。)を被告として裁判所に提起することができます。
なお、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁判があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- この処分については、上記(1)の審査請求の裁判を経た後でなければ、上記(2)の処分の取消しの訴えを提起することができません。
ただし、次のいずれかに該当するときは、裁判を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
ア 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁判がないとき。
イ 処分、処分の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。
長崎県介護保険審査会
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県長寿社会課内
電話番号 (095) 824-1111

(お知らせ)

1 特別徴収(年金からの天引き)のかたへ

介護保険料は年金の受給の際にあらかじめ差し引かれますので、ご自分で別途金融機関等で納付される必要はありません。
8月に支給される年金から天引きが始まるかたは年4回(8月・10月・12月・令和9年2月)に分けて保険料額(年額)が徴収されます。

2 普通徴収(口座振替)のかたへ

介護保険料は**各納期の最終日**に振替がされます。
口座変更または取消しをされる際は、取扱い金融機関に届出てください。
口座振替のお問合せは、収納課(095-829-1130)へお願いします。

3 税申告をされるかたへ

令和8年1月～12月に納付された介護保険料については、確定申告で社会保険料控除の対象となります。
なお、特別徴収分については、日本年金機構等から源泉徴収票が送付されます。
口座振替のかたは、令和9年1月中旬に長崎市収納課から口座振替納付済通知書を送付します。
障害年金・遺族年金からの天引きのかたには、源泉徴収票は送付されません。必要なかたは、各地域センター・各地区事務所・各事務所窓口で発行する納付確認書をお取りください。

令和 8 年度介護保険料納入通知書（普通徴収用）

令和 8 年 6 月 1 5 日

様

長 崎 市 長



令和 8 年度の介護保険料が次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名	様	被保険者番号	000
--------	---	--------	-----

令和8年度に納付する保険料額

23,300 円

令和8年度 期別保険料額

月	保 険 料 額	
	普 通 徴 収	特 別 徴 収
4 月		*****
5 月		
6 月	2,600	*****
7 月	2,300	
8 月	2,300	*****
9 月	2,300	
10 月	2,300	*****
11 月	2,300	
12 月	2,300	*****
1 月	2,300	
2 月	2,300	*****
3 月	2,300	
計	23,300	*****
合計額		23,300円

保険料徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	*****
特別徴収対象年金	*****

保険料算定の基礎

賦 課 期 間	賦課月数 (1)	所得段階区分	保 険 料 率 (2)	保険料算出額 (2) × (1) / 12	保 険 料 額
令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月	12	第1段階	23,300	23,300	23,300
*****	*****	*****	*****	*****	*****

○右上の普通徴収額の金額を下記の納期限内に同封の納付書で納めてください。

納 期	納 期 限	納 期	納 期 限	納 期	納 期 限
第 1 期	令和 8 年 6 月 3 0 日	第 5 期	令和 8 年 1 1 月 2 日	第 9 期	令和 9 年 3 月 1 日
第 2 期	令和 8 年 7 月 3 1 日	第 6 期	令和 8 年 1 1 月 3 0 日	第 10 期	令和 9 年 3 月 3 1 日
第 3 期	令和 8 年 8 月 3 1 日	第 7 期	令和 8 年 1 2 月 2 5 日		
第 4 期	令和 8 年 9 月 3 0 日	第 8 期	令和 9 年 2 月 1 日		

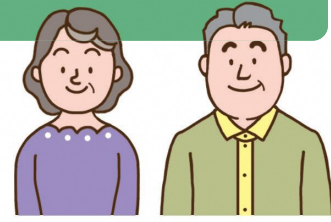
※保険料算定の方法は裏面をご覧ください。

40～64歳の方（第2号被保険者）の場合

決め方

納め方

加入している医療保険によって
異なります



国民健康保険に 加入している方

国民健康保険料（税）の算定方法と同様に、所得や資産などに応じて世帯ごとに決まります。

決め方

納め方

医療分と介護分を合わせて、国民健康保険料（税）として世帯主が納めます。

職場の医療保険に 加入している方

加入している医療保険ごとに設定される介護保険料率と給料（標準報酬月額）および賞与に応じて決められます。

医療保険の保険料と介護保険料を合わせて、給料および賞与から差し引かれます。

令和8年度

介護保険料のお知らせ

私たちの暮らしを支える介護保険は、40歳以上の介護保険加入者が保険料を出し合い、介護を社会全体で支える保険制度です。

みなさんが納める保険料は、制度運営にかかせない大切なものです。

制度の健全な運営のために保険料の納付にご協力をお願いします。

*保険料額は、市区町村のサービス提供状況などによって決まり、その額は3年ごとに見直されます。



介護保険料のポイント

令和6～8年度の 介護保険料額は次のとおりです

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）に必要な費用をまかなうための財源となります。

介護保険料は大切な財源です

介護保険の運営に必要な財源は、国・都道府県・市区町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担しています。

介護保険の加入者

- 65歳以上の方（第1号被保険者）
- 40～64歳の方（第2号被保険者）

公費
50%

国・都道府県・
市区町村の負担金

40～64歳の方
の保険料
27%

65歳以上の方
の保険料
23%

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の決め方

65歳以上の方の保険料は、市区町村ごとに必要な介護サービス費用をまかなうために算出された「基準額」をもとに、所得段階に応じて決定されます。

$$\text{基準額（月額）} = \frac{\text{市区町村の介護サービスの総費用} \times \text{財源における65歳以上の方の負担分（23\%）}}{\text{市区町村の65歳以上の人数}} \div 12\text{ヵ月}$$

介護保険料の納付にご協力ください!!

Q 保険料を納めないとうなるの？

A 期間に応じて次のような措置がとられます。
納付書で納める方ご注意ください。



介護保険料 Q&A

1年以上 滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請により後で保険給付（費用の9割、8割または7割）が払い戻されます。
*支払い方法の変更が介護保険証に記載されます。

1年6ヵ月以上 滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。
なお、滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

2年以上 滞納した場合

滞納した期間に応じて、利用者負担が引き上げられる*ほか、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などの支給が受けられなくなります。
*利用者負担1割または2割の方は3割、3割の方は4割となります。

災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、市区町村の窓口へご相談ください。

*当リーフレットの内容は、令和8年3月時点の厚生労働省資料等をもとに作成しております。今後、厚生労働省の審議会等や政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

保険料の決め方・納め方

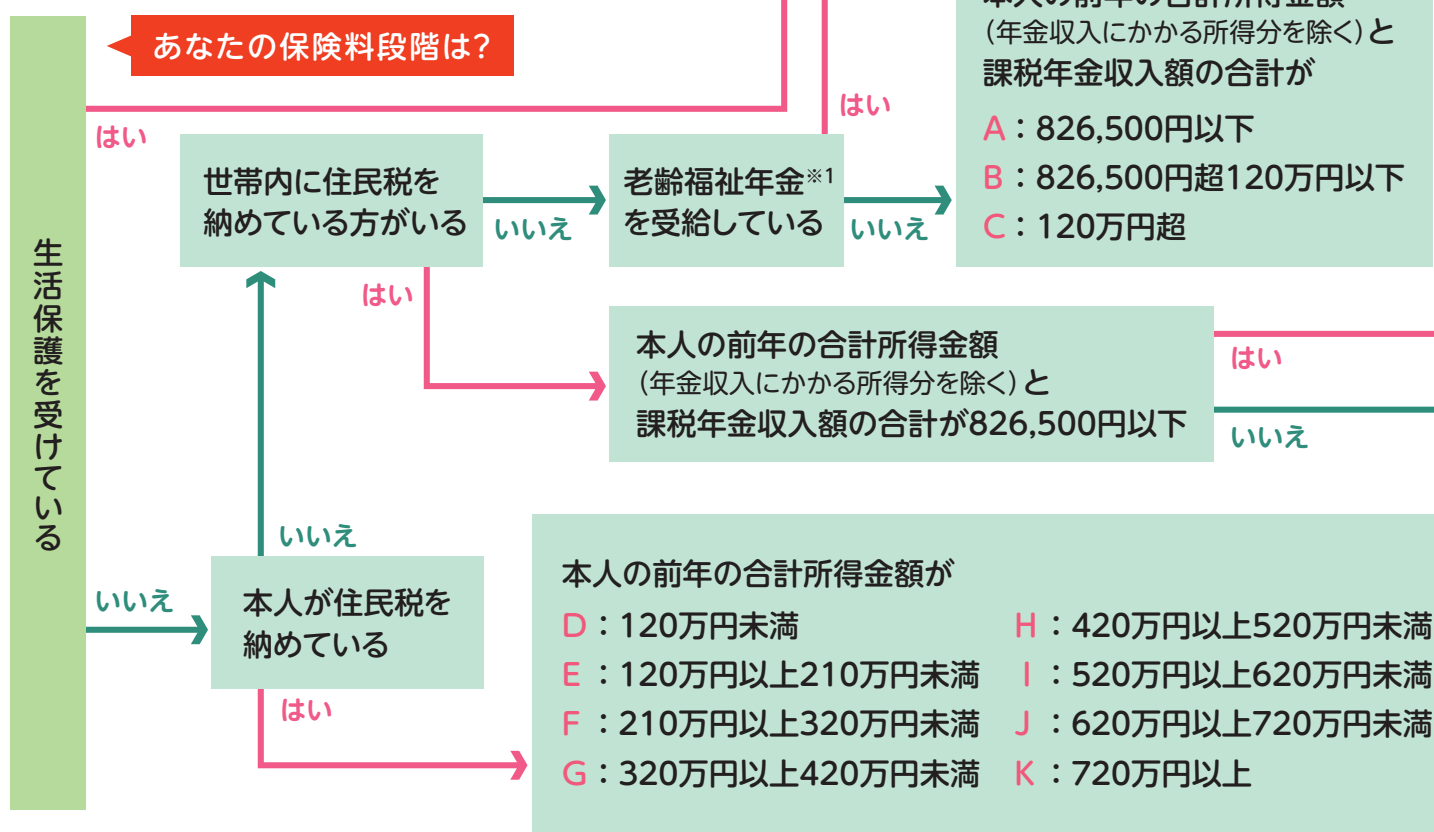


保険料の決め方と納め方は、
65歳以上の方と40～64歳の方でそれぞれ異なります。

65歳以上の方（第1号被保険者）の場合

決め方

保険料は所得に応じて
市区町村ごとに決まります



※1 老齢福祉年金は明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者※1で世帯全員が住民税非課税 ●世帯全員が住民税非課税でかつ本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が826,500円以下	基準額×0.285	23,300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税でかつ本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が826,500円超120万円以下	基準額×0.485	39,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税でかつ本人の前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.685	55,900円
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が826,500円以下	基準額×0.9	73,400円
第5段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額(年金収入にかかる所得分を除く)と課税年金収入額の合計が826,500円超	基準額×1.0	81,600円(基準額)
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	97,900円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	106,000円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	122,400円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	138,700円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.9	155,000円
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×2.1	171,300円
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.3	187,600円
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上	基準額×2.4	195,800円

納め方

年金の金額によって
変わります

年金の年額が18万円以上(月額1万5千円以上)の方

年金定期払い(年6回)のときに天引きされます **特別徴収**

- 年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ差し引かれます。
- 4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます(仮徴収)。
- 10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料額から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます(本徴収)。

*特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

年額18万円以上でも、
こんなときは市区町村へ自分で納めます

- 年度の途中で65歳になったとき
- 年度の途中で他の市区町村から転入または他の市区町村へ転出したとき
- 年度の途中で保険料額が変更となったとき

など

年金の年額が18万円未満(月額1万5千円未満)の方

市区町村から送付される納付書の納期に従って個別に納めます **普通徴収**

口座振替なら
便利・安心

- 支払のたびに窓口に行く必要はありません。
- 自動引き落としで払い忘れがありません。

手続き
これらを持って
市区町村指定の
金融機関へ

- 保険料納付書
- 預(貯)金通帳
- 印かん(通帳の届出印)

※介護保険料の支払は原則として口座振替になります。口座振替への切り替えにご協力ください。

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます



①口座振替について

◇普通徴収(納付書で納める方法)の方の介護保険料の支払は原則として口座振替になります。

※口座振替を強制するものではありませんが、便利で納め忘れのない口座振替への切り替えにご協力ください。

※保険料の納付方法が特別徴収(年金天引)になった方については、口座振替より特別徴収が優先されます。

◇スマートフォンやパソコンからも口座振替のお申込みができます。

(対象金融機関に限られます。)詳しくは右記をご覧ください。

長崎市 口座振替

検索



◇金融機関の窓口及び市役所収納課の窓口でお申込みいただけます。

◇金融機関窓口でのお申込み方法

・長崎市内の方:「①通帳②お届け印③納付書」をご持参のうえ、ご希望の金融機関窓口にあります申込用紙にてお申込みください。

・長崎市外の方:申込用紙を送付しますので、収納課へご連絡ください。

※お申込みいただいた月の翌月以降の納期分から振替開始となります。(納期限が翌月初めの場合は、その次の納期分となります。)

※お申込みできる金融機関窓口

銀行 十八親和・長崎・西日本シティ・みずほ・三菱UFJ・佐賀・肥後・福岡・北九州

金庫 たちばな信用・九州労働 **信用組合** 長崎三菱・近畿産業

漁協 JFマリンバンク九州信漁連(長崎県内店舗に限る) **農協** 長崎西彼 **郵便局** ゆうちよ銀行・郵便局

◇収納課(3階)でのお申込み方法

「①キャッシュカード(十八親和銀行、ゆうちよ銀行、長崎西彼農協のみ利用可能)

②窓口に来られる方の本人確認ができるもの(運転免許証等)」をご持参ください。

※各納期の属する月の5日までのお申込み分を当月末の納期分から振り替えます

◇お申込みをされた翌月の20日頃に口座振替納付開始通知書(ハガキ)を送付します。

②コンビニエンスストアでの納付について

市役所や金融機関の窓口のほかコンビニエンスストアでも納付ができます。

◇納付額が30万円を超えるもの、バーコードが印刷されていない納付書や納期限を過ぎている納付書はご利用いただけません。

◇領収証書及びコンビニエンスストアで納付した際に発行されるレシートは、大切に保管してください

③スマートフォンを利用した納付について

納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、インターネットバンキングやクレジットカード、スマートフォン決済アプリを利用して納付ができます。 ※領収証書は発行されません。

※クレジットカードによる納付の場合、納付書1枚ごとに納付金額に応じた決済手数料が別途必要となります。

モバイル決済

PayPay au PAY

d払い

Jcoin (令和8年8月まで)

R Pay



お問い合わせ先

詳しくは長崎市ホームページでご確認ください。

保険料に関すること	口座振替申込及び納付に関すること
介護保険課 TEL:095-829-1163	収納課 TEL:095-829-1130